

施設等利用給付のご案内（令和6年度用）

（預かり保育、認可外施設等の利用料の無償化）

電子申請はこちらから→



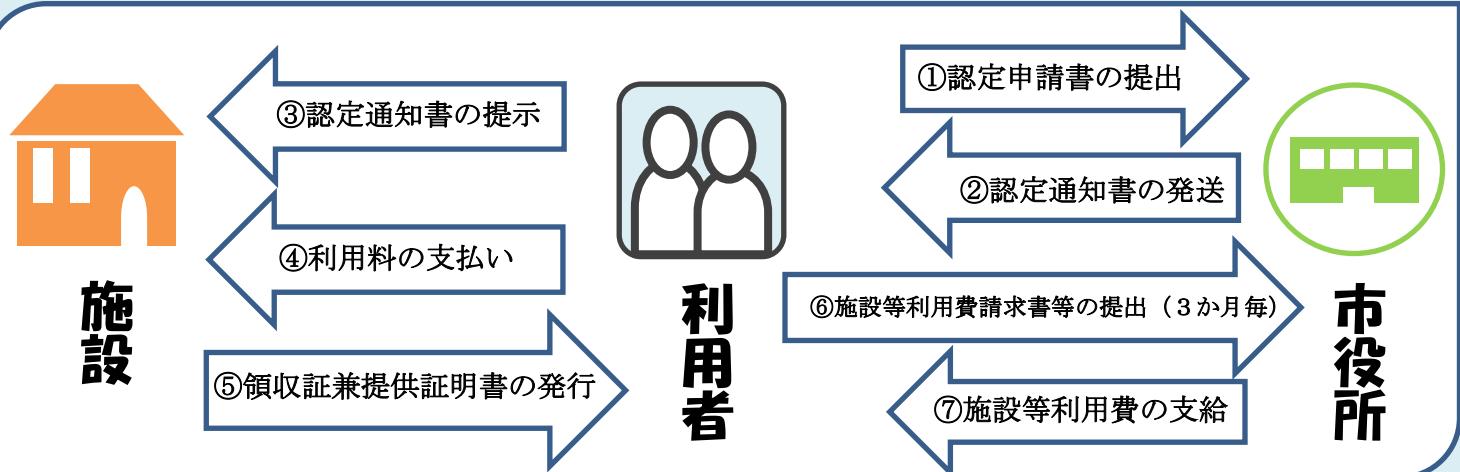
1 対象者

幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用料や認可外保育施設等の利用料は、次の①から③までの全てを満たす場合、無償化の対象となります（この無償化を「施設等利用給付」といいます。）。

- ①保育を必要とする事由（裏面記載）に該当し、市から「保育の必要性の認定」を受けている。
- ②3歳到達後最初の4月1日を経過している、又は3歳以下で住民税非課税世帯の子ども。
- ③保育所、認定こども園の保育利用（2号又は3号認定）又は企業主導型保育事業の利用をしていない。

2 手続の流れ（概要）

重 要 無償化の適用を受けるには事前申請が必要



3 支給上限額

重 要 実費分（食事、おやつ、通園送迎費、行事費等）は対象外

◎預かり保育利用料

利用日数×450円で月額の上限は1万1,300円（満3歳で住民税非課税世帯の子どもについては1万6,300円）

利用している幼稚園や認定こども園が預かり保育を実施していない場合などは、上記金額の範囲で認可外保育施設等※の利用料を無償化の対象とすることができます。

◎認可外保育施設等※の利用料

月額3万7,000円（0歳児から2歳児で住民税非課税世帯の子どもについては4万2,000円）

※認可外保育施設等とは認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみや産前産後サポートの利用分は対象外）であり、届出及び確認を受けた施設が対象です。

4 対象となる施設等

無償化の対象となる施設は、都道府県等に届出を行い、施設所在市町村の確認を受けている必要があります。

姫路市内の対象施設については、姫路市ホームページ「幼児教育・保育の無償化の対象となる施設について」に掲載しています。

5 「保育の必要性の認定」に係る申請手続

電子申請（マイナンバーカードと添付書類のデータが必要です）又は「施設等利用給付認定申請書」と添付書類をこども保育課に提出（郵送不可）。

※認定開始日は認定申請日（こども保育課受付日）より前に遡及できませんのでご注意ください。

※認定申請（現況届）は毎年必要となります。認定を受けておられる方については、申請書を送付する予定ですので、再度必要書類を添付の上、保育課に提出してください。

⇒裏面もご覧ください

施設等利用給付認定申請に必要なもの（①、②は全員必要）

- ① 施設等利用給付認定申請書（電子申請の場合は不要）
- ② 保護者全員分の保育を必要とする事由に応じた下記の添付書類（3か月以上前に作成された書類は無効）
 - ③ * ひとり親世帯の方：住民票の写し（世帯全員、本籍地、続柄記載のもの）、離婚届記載事項証明書（外国籍の方のみ）
 - ④ * 0歳児から2歳児で市民税非課税世帯の内、令和5年1月1日現在、姫路市に住民登録がなかった方については、課税証明書（令和5年度分）

*世帯状況や課税状況を確認するため、上記以外の書類が必要な場合があります。

保育を必要とする事由に応じた添付書類

保育を必要とする事由	必要な証明書類等
就労・就労内定（48時間/月以上）	<p>就労証明書（証明日から3ヶ月以内のもの）……………こども保育課様式以外のものは受付できません。</p> <p>*就労証明書について、就労先に無断で作成、改変を行ったり、虚偽の記載を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</p> <p>*自営業等をされている方で、自身が事業主の場合は、ご自身で就労証明書を記入してください。</p> <p>自営業（個人事業主）、内職の方は下記⑦～⑨のいずれか1点を必ず添付（法人化している場合は不要）</p> <p>⑦ 開業届（写し）、⑧ 直近の確定申告書第一表及び第二表の写し、⑨ ⑦⑧を提出できない場合、店舗の広告、または、屋号や個人名が記載された売上や収支がわかる書類（契約書、請求書、領収書等の写しで直近3ヶ月以内のもの）</p> <p>配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされている方は⑩または⑪のいずれか1点を必ず添付</p> <p>⑩直近の確定申告書第一表及び第二表（自営業主の確定申告書第一表及び第二表の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの）、⑪ ⑩を提出できない場合は、タイムスケジュール（こども保育課ホームページ「施設等利用給付に必要な手続き」から様式をダウンロードしてください。）</p> <p>*⑨でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。</p>
妊娠・出産	<p>母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産（予定）日」記載面の写し</p> <p>*認定期間は出産（予定）月の前後2ヶ月以内に限る。</p> <p>（例）出産（予定）日が6月1日の場合、4月～8月の5ヶ月間のうち希望する期間</p>
保護者の疾病・障害など	<p>診断書（証明日から3ヶ月以内のもの）……………こども保育課様式のもの以外は受付できません。</p> <p>ただし、身体障害者手帳（1級～3級）、療育手帳（A、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている場合はその手帳の写し（氏名・手帳番号、等級・障害内容の記載面）でも可</p>
病人の看護など（48時間/月以上） ※原則同居で常時看護・介護している場合に限る	<p>看護等確認書・診断書（証明日から3ヶ月以内のもの）……………こども保育課様式以外の診断書は受付できません。</p> <p>ただし、身体障害者手帳（1級～3級）、療育手帳（A、B1）、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付、介護保険の要介護認定（要介護3～5）を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し（氏名・手帳番号、等級・障害内容（要介護度）の記載面）を提出できる場合、診断書（医療機関記入欄）は省略可</p>
家庭の災害	地区的消防署長の確認書
求職活動	<p>誓約書兼就労予定申立書（兼 退所届）</p> <p>*ハローワーク（公共職業安定所）の「ハローワークカード」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けているときはその写しも提出してください。</p>
技能習得中・学生	<p>① 職業訓練学校・大学などの在学証明書</p> <p>② 在学期間・就学時間などが記載されたもの（例：カリキュラム表など）</p>

*印が付いたものについては所定の様式があります。市役所（こども保育課）に取りに来ていただくか、ホームページからダウンロードしてください。

*HPはこちらからアクセスできます→

6 給付の手続

- ・施設等利用給付は**償還払い**（一旦支払った費用が、後から返金される仕組み）となります。
- ・「施設等利用費請求書」には、利用施設から発行される「領収証兼提供証明書」を添付してください。
- ・給付は年4回です。スケジュールは下表のとおりです。

請求書の受付日	4月20日まで	7月20日まで	10月20日まで	1月20日まで
利用費の支払日	6月上旬頃	9月上旬頃	12月上旬頃	3月上旬頃

